

建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の十二条第二項で読み替えて準用する第二百二十九条の四第一項第二号に基づき建設大臣が定める同条第二項に基きエスカレーター強度検証法について次のように定める。

平成 年 月 日

エスカレーターの強度検証法を定める件

第一 令第二百二十九条の十二第二項で読み替えて準用する令第二百二十九条の四第一項第二号で定めるエスカレーターは、踏段をくざりに類するものであるエスカレーター及び踏段をベルトでつくり、当該ベルトを直接つるエスカレーターとする。

第一 エスカレーターに係る強度計算法

一 エスカレーターについて令第二百二十九条の十二条第二項で読み替えて準用する令第二百二十九条の四第二項第二号で定める σ_1 の値は 1.7 、 σ_2 の数値は、踏段の床板及び枠並びにトラス又ははりにあつては、次の式で計算して求めた値と、くざりその他これに類するもの又はベルトにあつては、 1.5 とする。

二 エスカレーターについて令第二百二十九条の十二条第二項で読み替えて準用する令第二百二十九条の四第二項第三号に基づき定める踏段の床板及び枠並びにトラス又ははりの常時及び安全装置の作動時の設置時及び使用時の安全率は次の値とする。

イ 踏段の床板及び枠

	常時の安全率	安全装置作動時の安全率
鋼製その他の金属製の踏段	二	二

ロ トラス又ははり

	常時の安全率	安全装置作動時の安全率
鉄骨造の鋼材の部分	二	二

三 令第二百二十九条の十二条第二項で読み替えて準用する令第二百二十九条の四第二項第三号に基づき定める常時及び安全装置作動時の設置時及び使用時の安全率は、次の表に

定める数値とする。

	常時の安全率		安全装置作動時の安全率	
	設置時	使用時	設置時	使用時
踏段をつるくさりその他これに類するもの(踏段が他の摩損又は疲労破壊を生ずるおそれのないもので支えられていないものに限る。次号において同じ。)	三・八	三	二・五	二
ベルト	七	五・六	二・五	二

四 エスカレーターのかさりその他これに類するものについて令第百二十九条の十二条第二項で読み替えて準用する令第百二十九条の四第二項第四号に基づき定める設置時及び使用時の限界安全率は、次の表に定める数値とする。

	設置時の限界安全率	使用時の限界安全率
踏段をつるくさりその他これに類するもの	二・五	二
ベルト	二・五	二